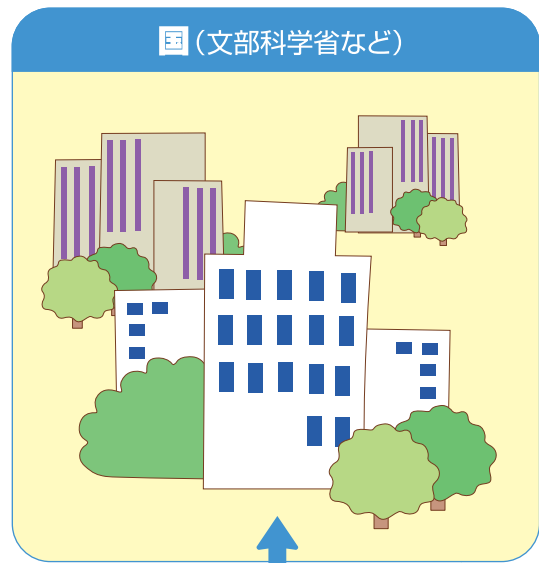


# 放射線障害防止法に基づき、徹底的な安全管理がおこなわれています

現在、我が国には放射線障害防止法が規制する約4,700の事業所があります。  
 すべての放射線利用施設で、放射線作業が安全におこなわれるように、  
 国への放射線利用の申請・許可の段階から取扱う人の教育・訓練・健康診断に至るまで、  
 厳重な管理がおこなわれています。

さまざまな  
視点から、安全に  
管理されているん  
じゃなまー。



許可申請

使用許可

放射線取扱主任者・予防規程の届出

立入検査

国 (文部科学省など)

国際基準の取り入れ

### ●ICRP三原則

### 国際基準!安全の三原則

放射線を利用する際の基本的な考え方として、国際放射線防護委員会 (ICRP) は以下、三つの原則を示しています。

- ①行為の正当性 …放射線の利用で十分な効果が得られるか、他によりよい方法がないかを確認すること。
- ②防護の最適化 …放射線の被ばく線量を合理的に達成できる限り低く保つための最適な防護策を行うこと。
- ③被ばく線量の制限 …人体に影響のない程度に被ばく線量を抑えること。

### 放射線利用施設など (事業所)

#### 施設の使用を開始するために

●代表者の氏名、アイントープの数量、使用目的、使用場所などを文部科学大臣に申請します。

#### 施設を安全に管理するために

- 放射線取扱主任者の選任・届出  
放射線を安全に管理するために、放射線取扱主任者を監督者として選任・届出し、徹底した安全管理をおこないます。
- 予防規程の作成・届出  
放射線を安全に管理するための体制、組織、施設の点検などを定めた予防規程の作成・届出をおこないます。

#### 国への放射線管理状況報告

●管理状況報告書の提出  
毎年度ごとにアイントープの管理状況などを記した管理状況報告書を提出します。

#### 外部への影響

●放射線量の測定  
アイントープを取り扱う場所などの放射線の量や、汚染状況を測定します。



#### アイントープなどを 使用するために課せられた いくつかの義務

- 施設の基準の適合義務  
施設の位置・構造・設備は、技術上の基準に適合するように維持します。
- 使用するに当たっての基準を遵守する義務
  - ・作業者の線量限度以下を遵守するための措置 (距離、しゃへい、時間短縮により被ばくを少なくする)
  - ・汚染拡大防止 (持ち出し基準の遵守)
  - ・運搬時の技術基準の遵守
  - ・排気・排水の濃度限度以下の遵守

#### 従事者への教育と訓練

- 放射線取扱主任者の定期講習受講  
放射線取扱主任者は選任から1年以内、その後、3年もしくは5年ごとに講習を受けなければなりません。
- 教育訓練の実施  
放射線作業に従事する人は、毎年教育訓練を受けなければなりません。

#### 従事者の健康管理

- 健康診断の実施  
放射線作業に従事する人に対し、定期的に健康診断を義務付けています。
- 放射線量の測定  
放射線作業に従事する人は、個人線量計により被ばく線量を測定します。

### 国に登録されている検査機関 国に登録されている定期確認機関

#### 施設検査

施設の使用を開始する前に、許可されたおりの施設であるか検査します。

#### 定期検査

一定の期間 (3年もしくは5年) ごとに、施設が許可されたとおり維持管理されているか検査します。

#### 定期確認

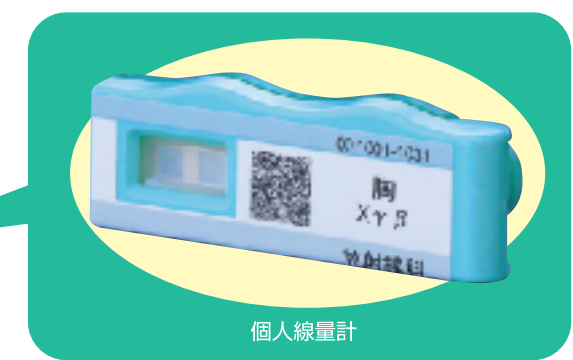
一定の期間 (3年もしくは5年) ごとに、施設の安全管理のための記録 (測定・使用の状況など) がなされているかを確認します。



施設検査

定期検査

定期確認



個人線量計

※上の図は、放射線障害防止法による安全管理の概念図です。